

# 秋田県 e スポーツ協会 規約

## 第1章 総則

第1条 本協会を秋田県 e スポーツ協会（以下「本協会」という）と称する。

第2条 本協会は主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本協会は、秋田県における e スポーツの統括団体として、e スポーツの普及、発展を通して心身の健康の増進を図るとともに、老若男女・身体・地域の差を超えた新しい活躍の場としての e スポーツ確立、また e スポーツを通して秋田県へのインバウンド増加へ寄与することを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う

- (1) e スポーツの普及促進
- (2) e スポーツ大会および e スポーツ教室の企画・運営
- (3) e スポーツに関するイベントの開催と企画・運営サポート
- (4) 老若男女問わず、e スポーツのクラブ活動の振興
- (5) 各種スポーツチームとの連携協力
- (6) e スポーツ選手の育成
- (7) e スポーツを通じた秋田県内へのインバウンド促進
- (8) 当協会に登録のされた e スポーツプロ選手の活動管理
- (9) 日本全国および世界各国の e スポーツに関する情報の収集と発信
- (10) 前各号に付帯または関連する一切の事業

## 第3章 組織及び会員

第5条 本協会は、本協会の主旨に賛同する団体及び個人を以て構成する。地域支部が必要な場合は、理事会にてこれを決定する。

第6条 本協会への会員登録及び退会等については、理事会の決議による。

第7条 本協会に会員登録しようとするものは、別に定める方法により申請し手続きを経なければならない。

## 第4章 役員

第8条 本協会に次の役職を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 1名

第9条 会長、副会長は理事会において推戴する。

- (1) 会長は、協会を代表して会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代行する

第10条 理事は、理事会において選出し会長が委嘱する。

- (1) 理事は、理事会を構成し本協会の会務を掌理する。
- (2) 理事長は、理事会を統括代表し会務の遂行を図り会務全般の運営についてその責に任ずる。
- (3) 理事長は、会長、副会長に事故が生じた際にはその職務を代行する。

第11条 理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。

第12条 事務局長は、理事会にて互選され会長が委嘱する。

第13条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第14条 本協会に、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第15条 名誉会長、顧問、参与は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

## 第5章 会 議

第 16 条 理事会は会長が招集する。

第 17 条 理事会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければならない。但し、委任状のあるものは出席とみなす。

2 会議の議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長が決定する。

## 第6章 会 計

第 18 条 本協会の経費は、下記に掲げるものを以て充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他

第 19 条 本協会の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事会の議決を経なければならない。

2 決算は監事の意見をつけて理事会の承認を経なければならない。

第 20 条 本協会の会計年度は 3 月 1 日に始まり、翌 2 月末日に終わる。

## 第7章 事務局

第 21 条 本協会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会長が委嘱する。

## 第8章 補 足

第 22 条 この規約の変更は理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規約は 2019 年 2 月 27 日から施行する。